

九記

一、海軍共済組合法人化の件。

一、有給休日制實現の件。

一、昇給規定復活の件。

一、平均賃錢増額即時實施の件。

一、年齢満期者に對し特別昇給制度制定の件。

一、既往要求事項。

イ、海軍工務規則第三十九條を改正し中途退場者

に對し服業時間に相當する賃錢を支給す

ること

ロ、保餘額の診療を工区内に於て行ふこと

ハ、工務規則第二十八條第一項第八号中傷疾疾病に

依る休業者は百八十三日迄解僱せざること

ニ、共済組合規則中年金制度の改正

ホ、八時労働制實現規

へ、団体交渉権の確立

ト、退職手当制の制定

チ、海軍工務規則第二七条ノ二第九号「父母配偶

者及子の喪に服する爲め休業したる日數

(父母配偶者の場合は七日以内、子の場合は三日

以内)」とあるを「親族間の喪に服する爲